

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。通告順により次の質問をいたしますので、関連各課の答弁をよろしくお願ひいたします。

最近、新庁舎工事も竣工があと僅かになり、建物は低層ではありますが遠くからもよく目立つようになり、駅東側の雰囲気も様変わりし、住民の関心も新庁舎竣工に多く集まり、意見や声も各年代ごとに多くあるようです。今回、町の人たちの声としてこの場で紹介させていただきます。

意見として、役場が駅を挟んで向こう側になったので、用があつて行くのが遠回りになり不便になった。通勤でJRを使っているが、新しい庁舎が建つので周辺の寂しい景色が少しにぎわいを感じた。1つ、最近免許証を返上したので、町役場に行くためには高い陸橋を自転車で渡るのにはかなり無理がある。跨線橋や橋にエレベーターがあるが、かなり不便である。少し工夫して欲しい。庁舎を建てた後、全体の道路のアクセスを考えて欲しい。1つ、庁舎周りはきれいに整備していますが、肝心の駅は老朽化しているため、何ともアンバランスを感じる。駅と庁舎、周辺整備と関連して町の計画（都市計画）が長年かけて行われていたのですが、長期的に計画したように思えない。1つ、町民全てが駅に関心がある訳ではありません。町民全体の生活を考えて計画をして欲しい。1つ、駅周辺、庁舎等の工事のため、多額の負債ができたと聞きました。目的のため負債を抱えることは仕方がないことかもしれない。しかし、将来のことを考え、子育て世代や若い人たちのためになるような事業は他にあるのではないのでしょうか。1つ、駅東側に庁舎ができ、周りの道路は広げているようですが、その他の周辺道路は狭く、今後道路事情は悪くなるのではと心配しています。1つ、庁舎周りはきれいに整備すると聞きました。多度津の駅は他の駅のようにいつバリアフリーになるのですか。

このような声、意見を他にも多く聞きましたので、駅周辺整備と駅のバリアフリー化との関連について次の質問をいたします。

1点目の質問は、駅周辺整備は駅バリアフリー化や駅構内整備と並行するべきではないかについて質問いたします。

1つ、駅の整備と駅バリアフリー化は、いつ整備できるのでしょうか。

1つ、駅の周辺整備、緑化などは駅の整備、駅バリアフリー化と平衡するべきと思いますが、いかがでしょうか。

1つ、駅東側に将来改札口ができると便利になるが、要望や計画はあるのかお伺ひいたします。

以上、3点、併せての答弁で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の駅周辺整備は駅バリアフリー化や駅構内整備と平衡するべきではないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び基本方針において令和7年度までの実現が努力義務となっていること、また町は国の施策に準じてバリアフリー化を推進する立場であることから、事業主体であるJR四国と様々な整備案について費用面や運用面をはじめ、利用者の利便性や動線なども含め協議を行ってまいりました。これまでの協議を踏まえJR四国から提示された整備案は、現在の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターなどを設置することで、できる限り早期にバリアフリー化を実現し、将来的には駅舎を複層化し、現在の跨線橋と繋ぐことで駅利用者の利便性を高めることができるという内容でありました。この整備案につきましては、現在の厳しい町の財政状況などを勘案しますと、将来性と財政面からより現実的な案であったことから、バリアフリー法の趣旨に則り事業開始に向けて負担分の予算化など、必要な準備を進めてきたところでございます。しかしながら、多度津駅のバリアフリー化につきましては橋上駅あるいは駅東側に改札口を設けるなど、より利便性の高い整備を望むご意見もあり、改めてJR四国で整備案を検討することとなったことから、今年度予定しておりました設計業務などが令和4年度に繰り越されることとなったところでございます。

なお、駅バリアフリー化の整備時期につきましては、現時点では設計業務を行っていないことから未定ではございますが、バリアフリー法やその基本方針で示されております令和7年度までを目標に、事業主体であるJR四国や県などの関係機関とともに進めてまいりたいと考えております。また、多度津駅周辺の開発整備につきましては、多度津駅周辺の活性化に関する条例に基づき、議員にも委員としてご尽力いただきました多度津駅周辺開発整備等検討委員会での議論を経て、令和2年3月議会でご議決いただきました多度津駅周辺開発整備等推進計画が基本的な考え方や方向性となっており、その方針を堅持し、駅周辺のにぎわいや交流の促進、さらにはコンパクトシティの実現に向けた事業を進めているところでございます。

駅のバリアフリー設備や駅構内は当然ながらJR四国の施設ではございますが、駅周辺整備において特に関連ある事業につきましては、手戻りの発生や一体性が欠如することがないよう整備を進めるとともに、費用対効果や町全体への波及効果、さらには現在の厳しい財政状況なども考慮しながら関係機関と十分に連携を図りつつ、できる限り効率的で効果的な事業の実施が行えますよう今後も協議等を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対しまして、要望、意見を述べさせていただきます。

ご答弁にあった駅南側に連絡通路及びエレベーターを整備することをJR四国の以前の整備案ですが、全体をイメージすると駅の中に跨線橋が2つあり、少しアンバランスな感じがいたします。それが決定された計画であれば仕方ないことですが、今後建築総合デザインとしてその限られた空間を見ると、町の施設と駅の空間が融合していないような気がいたします。希望といたすならば、駅周辺整備につきましては駅前ロータリー部分のスペースを有効活用し、クォーターバスなどの交通の循環の拠点とし、JR駅が交通のハブ化になりますことを、結局、駅のにぎわい、町民の満足度を上げる要素になるのではないかと思います。最初の町民の意見として上げておりましたが、厳しい財政難の中での整備でございますので、町民の満足度を基準とした将来の費用対効果のあるものを強く望んでおります。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、長引くコロナ禍、介護予防の必要は、についてお伺いいたします。以前質問をいたしました長引くコロナ禍、本町は、と介護予防時代、本町の対策と実施は、について再度合わせて質問いたします。

以前、令和2年9月に長引くコロナ禍について、今後本町にどのような影響が出るのか、また対策はどのようにするのかを質問いたしました。その際のご答弁では、先行きは不透明であるが、国、県との連携を取りながら対処していくとご答弁され、現在ワクチンの早期接種の実施やコロナ対策による給付金等の早期の実施などのご努力に対し、住民を代表して心よりお礼を申し上げます。しかし、最近ではオミクロン株による影響で全国各地では蔓延防止のための対策、対応に迫られている現状であります。一方では介護保険の申請に関する気になる記事がありました。

介護度が進んだと判断される場合に提出される区分変更の申請件数が全国的に急増し、そのことに新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者のひきこもりが影響しているのではないかとという内容でした。高齢者のウイルス感染や感染後の重篤化も問題ですが、これらの要因が別の病を深刻化させていることとなります。昨年3月に質問いたしましたフレイル対策やプレフレイル対策等が、コロナ蔓延防止対策やワクチン接種などを緊急に優先するために、なかなか介護予防事業に対する弊害があったのではないかと思います。また、緊急事態宣言による外出自粛などで新規に介護申請を控えた要因もあるのではないかと推察いたしますが、いかがでしょうか。

そこで、次の質問に入ります。

質問1、本町での新規申請件数や区分変更申請件数は、コロナ禍以前と比較して数値の変化についてお伺いいたします。2点目の質問は、コロナで通所介護や短期入所の利用の変化はなかったのかについてお伺いします。合わせて2点、ご答弁をよろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の要介護認定新規申請者や変更申請の件数の変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の要介護認定新規申請者は、平成30年度291人、令和元年度286人、令和2年度293人、令和3年度1月末現在では234人であり、変更申請は平成30年度151人、令和元年度132人、令和2年度141人、令和3年度1月末現在では115人で、両申請ともに大きな増減はありませんでした。しかし、介護保険制度の改正により更新申請による認定の有効期間が平成30年4月から最大24か月から36か月までとなり、令和3年4月からは48か月までと変わっていることや、国より新型コロナウイルス感染症の感染拡大における臨時的な取扱いとして、介護保険施設や医療機関等が入所者等との面会制限措置を行っていることにより、認定調査が困難な状況においては従来期間に新たに12か月まで期間を延長することができるとされ、その臨時的取扱いを行ったことにより今後変更申請を希望される方が増えると考えられます。

次に、新型コロナウイルス感染症により通所介護や短期入所サービスの利用状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の通所介護を含む通所サービスは平成30年度5,793件、令和元年度5,808件、令和2年度5,780件、令和3年度の見込みは5,892件と大きな変化はありませんでした。また、短期入所サービスは平成30年度859件、令和元年度844件、令和2年度589件、令和3年度見込みは543件であり、令和2年度と令和3年度は大きく減少しています。これは緊急事態宣言時以降、感染防止のため、個々の利用者の状況に応じて短期入所の利用方法を変更したり制限したりしている事業所があることが影響していると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をいたします。

答弁の中で令和2年度、令和3年度の見込みが大きく減少したと答えられましたが、この原因はやはりコロナの感染に対する蔓延防止、または施設内で濃厚接触者のために入所を控えたと、またコロナが発生したために関連のある方は濃厚接触者、また家族に濃厚接触者が出たために通所を控えたと、こういう風な解釈として考えてもよろしいのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、短期入所サービスにおきましては、新型コロナウイルス感染症の県下の感染状況が影響したと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問3点目、外出自粛により家にいる時間が増え、介護される側と家族との間のトラブルや相談等についてお伺いいたします。同様に家族の介護鬱や介護ストレスなどの相談は増加していないかも併せてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の外出自粛により家にいる時間が増え、介護される側と家族側とのトラブルや相談等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特に直接そのような相談はございませんが、新型コロナウイルス感染症が影響して在宅療養を希望されるご家族のご相談が増加傾向にあります。入院や施設では感染防止対策のため、以前のように頻回に面会ができなくなり、家族との時間を有意義なものにするため、医療や介護サービスを利用しながら在宅療養を希望するご家族が増えてきております。そのため、今後議員のおっしゃるとおりの問題が発生してくる可能性があります。そうならないために介護支援専門員の利用者や家族に寄り添ったケアマネジメントが必要になってくると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

在宅療養について様々な目に見えない問題がございますが、医療や介護サービスを利用しながら在宅療養を希望する家族が増えているという答弁でありましたので、それに対応する医療側や介護サービスをする側の対応や反応はどうなっているのでしょうか。また、対応に対しての家族側はどういうことになっているのか、またお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

在宅医療、介護を希望されるご家族の方は、主治医から本人の病状等の説明を受け、話合いができています。主治医は必要な訪問診療、訪問看護などの医療サービスを退院時に合わせて調整していただいております。介護サービスは介護支援専門員を決定し、主治医と連携し、必要なサービスを調整しています。迅速な対応が必要な場合も多いですが、医療機関と

介護サービス事業者が連携して対応していただいております。受ける側の家族からは特にご意見をいただいておりますので、不安や不満のない在宅療養ができていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせていただきます。

要介護状態の区分の段階において、ADL、日常生活動作の基本的な生活を送るために最低限必要な動作の段階で判断するとお察しいたしますが、日常生活における基本的な起居動作、移乗、移動、食事、更衣、排せつ、入浴、整容動作を指す基本的な日常生活動作、BADLと、その次の段階である掃除、料理、洗濯、買物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味などの複雑な動作を指す手段的日常生活動作、IADL等を判断基準とされていると推察いたしますが、独居や高齢者夫婦の世帯では段階の進行や症状の発見などが、場合として見逃される場合が多いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

質問4に入らせていただきます。

コロナ禍で高齢者夫婦、独居者の段階の微妙な進行や症状の発見、対処、処置はどうするのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の高齢者の微妙な変化の発見、対処等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護サービスを利用されている方の繊細な変化等の気づきなどは担当する介護支援専門員が月に一度自宅等を訪問し、本人や家族と面談したり、利用している介護サービス事業所から利用報告を受けたりして状況を確認しています。その結果、サービスの利用計画の変更が必要な場合はサービス担当者会で必要性を検討し対応しております。また、介護サービスを利用されていない方は民生委員からの相談や新型コロナウイルスワクチン接種を通じて医療機関や関係部署からの情報提供を受け、専門職が訪問等を行い介護サービスや医療機関に繋げたり、声かけ・見守り事業に繋げたりして個々に対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

声かけ・見守り事業に繋げて個々に対応していると答弁されましたが、そのネットワークから外れている形の救済、詳しく申しますと、そういう風なシ

システムを知らない方や、またそのネットワークを利用されなかったという方について、今後の救済はどのようにケアしていくのか。そこら辺を少し再質問させていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

高齢者保険課や地域包括支援センターが相談窓口として設置しておりますので、今後広報等を活用しながら、その周知をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍での介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うことは可能でしょうか。お伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員のコロナ禍での介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うことは可能かどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は令和2年に実施しており、また平成30年から令和2年まで在宅介護実態調査を介護保険事業計画策定に係る調査として実施しました。新型コロナウイルス感染症のための再調査は考えておりませんが、次期介護保険事業計画策定のための事前調査といたしまして令和4年6月より在宅で介護されているご家族へ在宅介護実態調査、令和5年1月頃に65歳以上の無作為抽出した方への介護予防日常生活圏域ニーズ調査を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対しまして要望がございます。

先ほど他の質問の答弁で、令和2年、令和3年で著しく通所サービスを受ける方が減少したということでもありますので、前々回のその調査よりもはるかにコロナ禍の中で2年、3年と続きました蔓延防止のために外出を制約された方や、やはりひきこもる方はどんどんどんどん自分の中に入って行って、人には気づかれないが心の病がどんどん蔓延してるという風な状況が窺えると思いますので、これはまた早急に皆さん方の基礎調査、色んな声を集めてこれからのアフターコロナ、これからどういう風に、また変化していったことに対して、どう対応していくかっていうことを行政として行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

認知症の普及啓発のため、以前本町では町民対象の講習会などを行っていますが、現在感染拡大予防のため自粛し、活動を休止していると思われます。それによってひきこもり、日常生活動作の低下により認知症の増加や介護度の区分変更が進んでいるのではないのでしょうか。

次の質問に入ります。

蔓延防止中での認知症の普及啓発のための計画、方策はあるのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の認知症の普及啓発のための計画、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、認知症の講演会は中止している状況であります。また、講演会とは別に毎年認知症により行方不明になった方を早期発見し、保護することを目的とする模擬訓練も行っておりましたが、この訓練も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしております。その代替として認知症についての豆知識と認知症と思われる高齢者への対処法や相談先を記載したリーフレットを作成し、今月中に認知症対応の事業所と共に町内の金融機関やコンビニエンスストアを訪問し、説明しながら配布していく予定であります。併せて、行方不明になった方を支障のない範囲で検索をしていただくおもいやりSOSネットワークの協力機関の募集チラシも配布し、啓発を行う予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍による下肢筋力低下による歩行困難などの身体機能低下など、検査方法や啓発活動はどうするのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の下肢筋力低下による歩行困難などの検査方法や啓発活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防教室では参加者の運動機能がどのくらい上昇したか、適度な期間を空けて計測をしており、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施しております。感染拡大防止のため教室を中止する場合であってもフレイル予防のパンフレットを配布し、自宅でできる予防をしていただけるよう啓発しております。また、通所サービスの事業所では個別機能訓練を実施している事業所が多くあります。この個別機能訓練は利用者の自宅を訪問し、自宅での生活環境や状況、課題を確認する必要があるため、利用者の個々の課題に対し目標、実施方法などの計画書を作成し、その計画に基づいて機能訓練

を行っております。事業所は3か月に一度評価を行い、利用者や家族、担当介護支援専門員に報告することとなっており、利用者の身体機能が維持できるようPDCAサイクルを回し、個々に合ったサービスを提供し、常に下肢筋力のみならず全身の状態や精神面においても観察してくださっている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問はございません。ただ、今回このコロナ禍において心の病と、また悩みについて、今回は高齢者にターゲットを絞りましたが、やはりコロナ禍の中で声には出せないけれども、心の中に思っているという町民の皆さん方も深刻な声は大きいと思います。例えば、小学校に通う子供たち、また幼稚園に通う子供たち、また保育所に通っていらっしゃる児童の方、またその児童の方の保護者の方々、またある一面では働く職場の中で、コロナ禍のために色んな制限を受けたり、または蔓延防止のために濃厚接触者となって家に待機されている方々、たくさん皆さん方は心の中に若干のコロナ禍の悩みがあると思います。今回は高齢者保険課の方に申しましたが、各課において、そのような各年代において様々な問題があるということを町の行政は真剣に取り向かっていただいて、少しながら色んな絡まった糸を解くようにして問題解決の方をよろしくお願ひしたいと思います。これで10番 古川 幸義の質問を終わらせていただきます。